

鹿屋体育大学附属図書館規則

〔昭和60年7月3日〕
規則第13号
改正 昭和63年4月1日
規則第1号
平成16年4月1日
規則第41号
平成29年6月5日
規則第17号
令和3年5月14日
規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第34条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における教育研究活動に資するため、必要な図書、雑誌その他の図書館資料を一元的に収集し、整理し、及び保存し、かつ、本学の学生及び職員の利用に供する。また、学外に対しては、地域社会への開放を図り、内外における図書館活動に協力することにより、学術情報システムの発展に寄与することを目的とする。

(委員会)

第3条 附属図書館の運営に関する事項については、学術情報・産学連携委員会のもとに置く図書専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議する。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の運営及び利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(事務)

第5条 附属図書館に関する事務は、国際・学術情報課において処理する。

附 則

この規則は、昭和60年7月3日から施行する。

附 則（昭63.4.1規則第1号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平16.4.1規則第41号）
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平29.6.5規則第17号）
この規則は、平成29年6月5日から施行する。

附 則（令3.5.14規則第32号）
この規則は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。